

「表紙共 18枚」

令和4年1月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年2月8日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	12 番 川津清則
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	
11 番 河津裕治	

4 出席事務局職員

係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

1 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第8号 2月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

第3号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件

7 人権研修

8 その他

(1) 1 2月戸別訪問集計表について

(2) 2月現地調査

日 時 2月22日(火) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 2月調査委員会

日 時 2月28日(月) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 2月定例総会

日 時 3月8日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

2月21日(月) 常設審議委員会(大分市)(会長)

(6) その他 ・「1月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「1月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、6番、綾垣和子委員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますが、議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>みなさん、こんにちは。昨日のコロナ禍の感染者が、日田は最高の52名ということでございます。身近に濃厚接触者の方がいたり、従業員の方にコロナにかかれた方がいるところもあるかと思いますが、皆さん方、十分注意して、仕事に励んでもらいたいと思います。また、戸別訪問は十分な感染対策をお願いします。電話による聞き取りでも結構でございますので、実績のほう出していただければ幸いです。それから、局長は今日は病院のほうということで、お休みさせていただいております。よろしくようお願いいたします。それでは着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。今回の議事録署名委員は、11番の河津裕治委員、12番の川津清則委員のお二方をお願いしたいと思います。</p>

<p>事務局 (棕本富夫)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>調査委員 (湯浅正徳)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それから、議案訂正がございましたら、事務局、お願いいたします。</p> <p>事務局からでございます。今回、議案訂正はございません。</p> <p>ありがとうございます。では、早速議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、6番、綾垣和子委員、9番、湯浅正徳委員、13番、財津満寿光委員の3名でございます。調査委員長は、9番の湯浅正徳委員にお願いしたいと思います。湯浅委員、一言お願いいたします。</p> <p>こんにちは、お疲れさまでございます。今月の調査委員の湯浅です。よろしく申し上げます。1月26日に綾垣委員と財津委員と事務局とで現地を見てまいりました。件数が13件ぐらいだったものですから、わりと素直には行ったんですけど、難しい点もありますので慎重な審議をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、私のほうから、農地法3条の申請分について説明いたします。まず、議案1ページから、今月は3条が6件上がっております。</p> <p>まず、1番と2番ですが、こちらは関連のある案件、交換という形になりますので併せて説明いたします。1番は、夜明〇で、譲渡人は夜明関町の〇さん、譲受人は同じく夜明関町の〇さんです。そして、2番が夜明〇ほか全3筆を、今度は〇さんから〇さんに所有権移転するものです。場所は関の信号のある交差点を北に入って行きまして、高速道路の高架を通り過ぎたさらに奥になります。航空写真で見ますとこのようになっております。</p>
--	--

こちらが字図です。1番の案件を赤で、2番の案件を青で囲んでおります。ここを交換という形になります。現在の状況はこのようになっております。

次に2ページに行きまして、3番、前津江町大野〇で、譲渡人が前津江町大野の〇さん、農業の規模を縮小したいということで、同じく前津江町大野の〇さんが譲り受けたということです。場所は大山ダムのいちばん上のほうで、周りは山林になっている中を少し入って行ったところになります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。木が植わってますが、この木は山椒の木ということでございます。

続きまして、4番、小山〇ほか全部で3筆、譲渡人は朝倉市にお住まいの〇さん、譲受人が小山町の〇さんです。この案件は前回の総会で、空き家バンク制度を使った別段面積の指定を受けているもので、前回の総会の時は、まだ、この譲受人の〇さんは日田市に転入されていなかったのですが、現在は、この申請地のすぐ隣にあるお宅のほうに転入されております。場所は小山町の公民館のすぐ北側になります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次に、3ページに行きまして、5番、高瀬〇ほか全部で4筆です。譲渡人が銭湊町の〇さん、相続により農地を取得したが管理出来ないため譲り渡したいということで、譲受人が高瀬本町の〇さん、譲受人から売買の話があったということで、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は国道210号と212号の高瀬の交差点の付近にあります。すぐ南側に〇があるところです。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが北側の一筆の字図と現在の状況です。こちらが南側の3筆の字図と、こちらが現在の状況、ここはもう3筆で1枚の田んぼになっています。

最後に6番、天瀬町出口〇で、譲渡人が出口の〇さん、相続により取得したが管理出来ないために譲り渡したいということで、この申請地のすぐお隣にお住まいの〇さんが譲り受けて規模を拡大したいということです。この譲受人、経営面積が今の時点でゼロとなっておりますが、先月、現地確認したところ、登記地目が山林となっている土地の半分ほどを農地として使っていたり、あと、この方は前回の総会で同じ世帯の奥様の名義で非農地の証明が出ておりまして、それ以前に台帳上も経営面積があるものとしていたので、新規就農とは扱わず、営農計画等もいただいているんですけども、今回のこの面積と併せまして、また4号議案の賃貸借の利用権設

<p>調査委員 (湯浅正徳)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>17番 (原田文利)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>定と併せまして耕作面積は25a以上になる、ということになっております。場所は旧出口小学校のすぐ隣にあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>3条の申請は以上6件になります。ここで現地調査にご同行いただいた湯浅委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>6件ありますけど、私たちが見た限りでは、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。次に、チェックシートのご説明をいたします。お手元の資料のNo.1をご覧ください。3条については、今月は1ページから2ページにかけてです。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが、3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査と現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない、つまり問題がないということを確認しております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の説明にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。はい、原田委員どうぞ。</p> <p>まず2番目ですけれども、現況が田となっておりますけれども、樹園地、畑ということではないですか。それともう1点が、4番ですけれども、譲受人の住所ですけれども、大字小山〇ということになってますけれども、今度、譲り受け農地に全部孫番が付いているんですね。だから、譲受人の住所に孫番が付かないのですか、その辺ちょっと確認したいんですけど。</p> <p>事務局、お願いします。</p>
--	--

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>まず、夜明の件ですけれども、こちらはすでに梨をしているということで、実際のところは、樹園地というところで間違いないかなと思っているところなんですけれども、一応こちら資料上ですね、農地台帳の現況が田んぼということになっているので、こちらでは田んぼとして挙げさせていただいております。そのほかの今までの議案等についても事務局のほうで持っている農地台帳上の現況ということでお出ししてはいるという状況になります。あと、小山の件についてですが、今、字図を出しております、実際にこの方のご自宅がある〇というところが、この赤い3筆のすぐ上、こちら〇というふうに字図上はなっているのですけれども、写真でいうとこの奥の大きな家ですね。ただ、こちら住民票上は、特にこの枝番等は付かず〇ということで、登録をされているようでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、それでよろしいですか。</p>
<p>17番 (原田文利)</p>	<p>別に問題がなければ良いです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかに何かございませんか。</p>
<p>8番 (飯田 隆)</p>	<p>8番の飯田です。今、原田委員が指摘した2号議案ですね、2番目ですね。これは、今、現況は梨でしているのですが、これを今から今後、関とかああいうところは結構前の農地にそのまま梨を植えているところが結構あるんですね。それは田ということで、今から先も行くんですか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>基本ですね、登記上の話をしますと、本来の用途に合わせて地目等も変えるのが本筋というか、本来の形だとは思いますが、そこを、田から畑に変えてくださいというところまでは、事務局のほうは、そういった指導というのはしていない状態です。</p>

<p>議 長 (石井照久) 8 番 (飯田 隆)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>これは現況は実際、もう田んぼじゃなく畑ですよ。ですから、これは持ち主にこれは現況の変更とかそういう中で、指導とかそういうのはしなくてもいいんですか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>登記を今後所有権移転で実際に今からするわけで、そこで、法務局のほうがこの地目をどう扱うかというものあるかもしれませんが、私もそのときにどういうふうに法務局が動くかということまでは、ちょっと今時点ではわからないんですけども、一応地目が田んぼになっておりますので、そういう説明は当然するようにしておりますし、田んぼから畑の地目変更というのは、農地から農地でそこまで難しい話でもないですし、農地法云々ではないですけど、やはり不動産登記法とかの趣旨に則って言えば、やはり、それに合わせて地目も変えるべきというところではありますので、そういう話はしようと思います。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久) 1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>何かほかにございませんか。はい。中島委員どうぞ。</p> <p>1 4 番の中島です。5 番の件ですけど、○さん、○の社長さん、会長さんですかね。この理由で譲渡人からの要望があったためとなってるんですけど、使い方としては、農業をするというか、そういう形でよろしいんでしょうか。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい、こちらですね、ちょうど現地調査のときに、ご本人さんとお会いして、いろいろお話をお伺いしました。この農地の近くに、この○さんのお名前で○を今、始めておるということですね、この周りの農地を、今までも、けっこう買われているということがありまして、実際にここの農地を見ても、一昔前、けっこう荒れて</p>

<p>14番 (中島浩司)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>いたようなところもきれいにされていてですね、どんどん作っていくという話を聞いております。農業従事者のところにもありますけれども、お子さんですね、〇を、主にやられているのが三男の方ということで、一緒に農業される方もいらっしゃるので、お話を聞いた限りでは問題ないかなというふうに思っているところです。</p> <p>〇さんの息子さん〇等をやっているのは承知しているんですけど、〇さんの息さんが買うんじゃなくてお父さんが買って、その中で一緒にやるということですね、という理解でよろしいですか。わかりました。</p> <p>何かほかにございませんか。 なかったら、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案4ページ、議案第2号、農地法第4条についてです。今月は1件申請がありました。 番号1、大字小野〇、地目は台帳が田、現況が畑、面積が319㎡の第2種農地です。申請人は日田市三河町の〇さんです。宅地拡張用地として利用したいとのことでの申請です。場所は近くには三河町公民館がございまして、少し山手に上って行った赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。周囲</p>
--	---

<p>調査委員 (湯浅正徳)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>を住宅に囲まれておりまして、画面右上にありますこちらが申請人のご自宅となります。家の玄関先の畑といったところです。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。特に今後、何かを新たにするという計画はないそうですが、このまま家庭菜園的な使い方をしていきたいということで伺っております。</p> <p>現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思っております。</p> <p>私たちが見た限りでは、別に問題ないと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。チェックシートの3ページ、4ページが、農地法4条についてです。書類審査、現地調査におきまして全ての項目に該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように問題はないということでございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思っております。</p> <p>ありませんか。なければこの件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>引き続きまして、5ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
---	---

事務局
(太郎良悠希)

それでは、議案5ページ、議案第3号、農地法第5条についてです。今月は6件申請がありました。
番号1、大字友田〇と〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が合計で2,649㎡の第3種農地です。地番が少し離れておりますが、この後、航空写真等を見ていただければわかりますとおり、隣接した土地になっております。譲渡人は日田市新治町の〇さんで、譲受人は日田市南友田町の〇さんです。申請地を譲り受け事業用駐車場として利用したいとのことでの申請です。この譲受人の〇さんですが、〇さんを営んでおりまして、現在お店があるところのすぐ裏手の農地ということになります。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。奥に見えておりますのが、現在あります〇さんの工場だったり、駐車場、店舗だったりという建物になっております。

続きまして、番号2、大字田島〇、地目は台帳、現況ともに畑で、面積が254㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市田島2丁目の〇さんで、譲受人は福岡県の〇さんです。申請地を譲り受け、駐車場および資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。まず、場所のご説明をいたします。近くには東部中学校がございまして、こちらの赤く丸をしているところです。大原の大きなしだれ桜があるところの、すぐ根本のところにある土地です。航空写真で見るとこのようになっております。利用計画で見ますと、こちらの桜からいちばん遠いところにコンテナか何か置いてそこに物を置き、残りの部分は車の駐車スペースだったり転回スペースとして使うということで、利用計画図を提出していただいております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。こちらの〇さんについてですが、議案書にございましており本店は福岡にある法人さんですが、日田でも事業を営んでおりまして、駅裏の〇さん、あと、中央1丁目の〇さん、昔〇があったところの斜め向かいの交差点のところにはガラス張りの飲食店があると思いますが、あちらであったり、そこの2階の〇さんなどを営んでおります。また、ビル清掃業もされておりました、現在、掃除に使う道具など置く場所がなく、また、実際に作業をされる方々の集合場所などもないということで、今回の申請地を譲り受けて、利用していきたいということで伺っております。

では、ページをめくっていただきまして、番号3です。こちらは一時転用で、貸し借りをするものとなっております。場所が大字西有田〇、地目は台帳、現況ともに畑で、面積が1,641㎡の第2種農地です。貸人は日田市

天瀬町の○さん、ほか法定相続人の方々、次の7ページにほかの方を書いております。このとおりになっております。借人が日田市三ノ宮町2丁目の○さんです。こちらは○さんが今後工場を建てる計画があるとのことで、そのために今回の申請地のうち320㎡を使って地下水の調査のために試掘を行いたいとのことでの申請です。未相続地での転用の取扱いについてですが、すみません今日は配付資料が多いんですが、A4の白黒のもので1枚お配りしております、本の写しのようなものがございまして、技術的には可能でございます。ただ、所有権移転の際には、まずはやはり相続登記をしてからでないといけないなどございまして、それに伴い転用目的が達成できるかどうか、ここが不確かになることなどから、これまでどおり今後とも、まずは相続していただくことを基本としたいと考えておりますが、今回は一時転用であり、また所有権移転を伴わない貸し借りということもございまして、このままの内容でお受けしているところでございます。場所のご説明をいたします。いちばん近くにあるのは、○さんでこちらの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く囲んでありますのが申請地の一筆の土地の形で、黄色の点線で囲んでありますのが実際に使う320㎡のおおよその図となっております。ちょうど矢印があるあたりにボーリング用のやぐらを建てたりして、試掘をされるということで伺っています。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。ちょうど写真を撮っているいちばん手前のところあたりに、やぐらを作るというふうに伺っております。

続いて、番号4、大字小野○、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が84㎡の第2種農地です。譲渡人は、神奈川県にお住まいの○さんで、譲受人は大分市にお住まいの○さんです。こちらの土地は、既に○さんのご実家の敷地の一部になっており、亡くなったお父様の名義、お家と一緒にお父様の名義になっていると思っていたところ、別の方のお名前になっていたということがわかったため、譲り受けたいということでの申請でございます。ただ、実際に家の駐車場だったり、庭として使われておりますので、追認案件ということなりまして、譲渡人、譲受人双方から始末書を徴取いたします。場所が小野の殿町バス停留所や溝口神社がある、すぐ近くの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤いところが今回の申請地です。また、この後、議案第6号の現況証明書、非農地証明書でもご審議いただきますが、同じような状況が、すみません、見えにくいと思うんですけど、家の周り、このあたりのあんまり広くない土地も同じような状況になっておりまして、家の周りが別の方の土地だったということが今回わかったため、それを整理するためのご相談、ま

た、申請ということになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。この写真を撮っている反対側から見るとこのようになっております。庭木か何かあったのか、根っこのほうが残っているような状況でございますが、庭というとらえ方をしております。

では、ページが8ページになります。番号5番です。大字小迫○で、地目は台帳が田、現況が畑、面積が565㎡の第1種農地です。譲渡人は日田市小迫町の○さんで、譲受人は日田市小迫町の○さんです。申請地を譲り受け、譲受人の方が営む○の駐車場および資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。場所が、○さんのすぐ前の赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこんなふうになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。この写真だと、ちょっと見にくいですが、ここの土地がほかの圃場整備されたところよりも一段高くなっております。第1種農地の不許可の例外ですが、チェックシートなどを束ねております別紙の中の14ページです。こちらの⑩番です。土地改良法の非農用地区域内にある土地を土地改良事業計画に定められた用途に供する場合、こちらに当てはまるということを確認出来ておりますので、許可できる見込みがあると考えております。

それでは、最後に番号6、大字友田○、地目は台帳、現況ともに田で、面積が369㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市北友田2丁目の○さんで、譲受人は日田市中ノ島町の○さんです。申請地を譲り受け資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。場所は近くには日田市浄化センター、日田市環境衛生センターがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。申請地がこの赤く囲んでいるところです。そのすぐ隣にあるこちらの建物、こちらがガソリンスタンドとなっております、申請人の方が営んでいるガソリンスタンドの関係で管理をされているということです。そちらのガソリンスタンドで出てきたタイヤだったり、ドラム缶だったりという危険性のない資材を置くということの計画で伺っております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。先ほど、航空写真で見た隣にあるガソリンスタンドはこちらですね。

それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

調査委員
(湯浅正徳)

1件、追認、始末書がありますけど、ほかは5件については、別に問題ないと思います。よろしく願います。

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、チェックシートについてです。チェックシートは5ページから8ページまでが農地法5条についてでございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件ですが、番号5、○さんが譲り受ける件ですね、こちらは農地区分が1種農地であること、こちらは該当するになっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、不許可の例外、つまり許可できる条件に当てはまると考えておりますので、この案件を含めまして、ほかの案件も全て許可できるのではないかと考えております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。今、事務局の説明にあるように4番ですね、6ページの4番が追認で始末書ということでございます。問題がないという意見でございますが、皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思っております。はい、美野委員どうぞ。</p>
<p>4番 (美野英俊)</p>	<p>4番、美野です。4番の件ですけど、○さんということでしたけど、もともとこの方は、ことといの里、皆さんご存じだと思いますけど、そこの中で、金山というか、金を掘りよったわけです。その方が、この○さんのお父さんの○さんという方に家を渡していたんですけど、この前、諫山推進委員と一緒に見ましたけど、もう植木ですかね、ああいう形があってからですね、どうしようかということでありましたけど、そのまま帰りました。ところが昨日ですね、通りがかったら、空き家にするのでしょうか。車は止まっているけど、声をかけても出て来んからですね、表の玄関に全部もう土瓶から何からありとあらゆる物、道路側にですね下屋に出してしまっていました。恐らく、市に空き家バンクか何かにするのではとでも思っております。以上です。○さんという方が、持ち主だったんですね。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。ほかに何かございせんか。はい、河津委員どうぞ。</p>

<p>11番 (河津裕治)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>11番、河津です。2番の案件です。これは大原の有名な大きな桜の下ですね。これはチェックシートを見ると別に問題ないと思うんですが、この桜は時期になると、皆さん楽しみにして多くの方が見に来ていますし、夜もですね、ライトアップなんかして、写真を撮る方も大変多くいます。市の広報誌の表紙になったこともあるんじゃないかと思いますが、こういう場所です。駐車場は仕方ないかもしれませんが、資材置場となると、コンテナということでしたが、コンテナ以外にも何を持ち込んでも文句言えないようになるんじゃないかと思うんで、そういうふうになると、ものすごく景観的にも悪くなるんじゃないかと思うんですね。この件は持ち込み制限ができるかというのはわかりませんが、もう少し慎重に審議したほうがいいんじゃないかと思います。</p> <p>ありがとうございます。事務局、よろしいですか。</p> <p>委員にご意見いただきましたとおり、やはり景観的に損なわれる可能性があるところは、現地調査の段階で非常に心配していたところ。農地法として何か対応できるところがあるか、対応といいますか制限がかかるようなところがあるか調べますが、やはり農地法が農地にしか影響がないので、農地法としてはできない。あとは、景観条例で何かないかなというところで、担当しております課のほうに確認しましたが、条例に則って指導などできるものが特にないということでした。ただやはり景観として損なわれるのは避けたいというところで、いちばん最初の計画はですね、コンテナがいちばん桜に近いところに配置される形になっておりましたのを、やはり写真を撮ったりしたときにコンテナが写り込むと、やはりよろしくないのではということで、なるべく遠いところに計画を変えられないですかというご相談をして、今、実際にそのいちばん遠いところに動かしていただいているというところでございます。</p>
---	---

<p>1 1 番 (河津裕治)</p>	<p>今、上のほうに来てるのが桜の枝ですよ、写真に写っている。そのいちばんブロック塀の際に置くということでしょう。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>いちばん最初はこちら側でした。そこではちょっと見栄えがよくないので、今は塀で隠れてますけど、こっち側に動かしてくれませんかというご相談をして、動かしてもらったところです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>実際のところは写真の写し方を見るとですね、こっちの端から写してありますが、桜のところに行くともこの農地の上にかかっているわけですよ。あと、ここを買われた業者さんがですね、この桜の木の枝が邪魔になるとかですね、そういう問題とかがあるんじゃないかと私も思ったんですけどね。この前の調査委員会の中では、コンテナの移動をということを出しましたよね。それはもう、一応それで良いということで、結局、確約書か何か取れるわけですかね。コンテナ以外を、例えば置かないとかですね。農業委員会とは、やはり農地法に違反しちょらん限りはですね農地法の関係だけでしていきますけど、一応、日田市の保存木という感じになってますのでですね、そこら辺が私は心配しちょっとところですが、皆さんの中から何か意見があればですね、お伺いしたいと思います。</p>
<p>1 1 番 (河津裕治)</p>	<p>桜の植わっている人と、この農地の人は同じ人ですか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>こちらの画面を今見ていただけると小さいかもしれないんですけど、所有者が出ておまして、こちらの宅地部分に桜の根っこはあります。そこは恐らく、これは不動産会社さんですかね、個人の名前ではないので、個人の所有ということではないですね。先ほど会長がおっしゃった確約書の話なんですけど、確約書そのものを取るのちょっと、法的に言えば、やり過ぎになる可能性があるのかなと、今、感覚的にですね思ったところです。ただ、そもそも、農地転用の申請の段階で利用計画図を出していただきます。それが、そのとおりになるはずでの許可っていう大前提でございますので、ここが桜で、こっちに置くと言ってます。コンテナをですね。なの</p>

	<p>で、ここに一つコンテナ置きますという計画での許可ということになるので、それと違うことになると、利用計画、申請段階と違うから、何ですかというお尋ねはしてもいいのかなど。</p>
<p>議 長 (石井照久) 1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>何かほかにございませつか。中島委員どうぞ。</p> <p>1 4 番の中島です。この件ですけど、農地法で規制が出来ないということで、それは仕方がないと思いますが、購入者のほうにこの桜のことを配慮してもらおうということを、丁寧に説明することは大切なことじゃないかなと思っております。市民の皆さんとかいろんな方が、やっぱその桜、全然見てなければいいんですけど、いろんなところで画像とかですね、いろんなところで見えますので、それをぶち壊すようなことがあってはならないと思っております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。これ、事務局にお尋ねしますけど、本人のほうにですね、譲受人においでいただいてですね。事務局のほうで説明していただけますか。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>そうですね、一旦行政書士さんが入ってますので、そこに相談してみて、おいでいただくようご相談してみようとは思っています。</p>
<p>議 長 (石井照久) 2 番 (松原忠雄)</p>	<p>それでよろしいですか。おいでいただいてですね、説明をしていただきまして、譲受人のほうに。</p> <p>2 番の松原ですが、今、いろいろ意見を聞いた中で、農地法からしたらもうやむを得ない、どうしようもないというようなことをございますけど、もしこれがですね景観やそういうことで、運動というかですね、そういうもんが盛り上がって、日田市に何でこういうことをしたんかっていうような問題が出てこなればいいんですけどね。そうしたときに、農地法、法律では正しいですというだけで通用するかどうか、ちょっと私のほうとしては心配しております。ですから、1 か月ちょっと保留でもさせていただいてね、よくそこらあたりの話を、責任</p>

	<p>者の〇さんとじっくり話して、また、市のほうの環境課とか、法律だけじゃなくてそういうふうな苦情の問題が出てきたときに、景観を損なったからというようなことで、今どんなことでもやる人がおるからですね、そこらあたりまでやっぱり注意しとかんと、農業委員会は何を考えよるかというような問題にもなりかねないんじゃないかなと思って、私としては危惧をしております。ですから、そこらあたり皆さんちょっと知恵をいろいろ出していただいて、保存木で九州中で有名な桜ですから、そこらあたりもお含みおきをしていただいたほうがいいんじゃないかな、というような思いがしております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。ほかに何かございませんか。横田さん、何かございませんか。</p>
<p>3 番 (横田秀喜)</p>	<p>市の代表する桜ですので、事務局のほうでですね、関係各課に1回照会したらどうですか。観光課とか環境課とか、いろんなところに照会をしてこういう案件が出ているのだけれど、どうだろうかという協議をしてですね、再度、もう1回、松原さんが言うように、次回までにそういう協議をしてですね、問題があるのか問題がないのかと。農業委員会とすればもう法的には問題ないと思うんですね。そういう協議をするということで、1か月間協議して、次回の農業委員会にかけてくるということではどうでしょう。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>今、横田さんが、1か月保留して、関係課と調査した上で、1か月延ばすということですが、よろしいですか。事務局、どうですかね。</p> <p>これは調査委員会のときも、話しましたけど、何かね、今、松原副会長も言われましたけど、何か大きい方向に行くんですね、農業委員会は何かいと、さっき松原委員が言われたとおりですね。なんか、そんな気がします。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>中島委員どうぞ。</p> <p>先ほどの説明の中にあつたように、代表の〇さんは、市内で飲食店とかいろんなことをやられてるんですね。全然こっちにいないっていうわけではない。会社の本社が福岡ということですよ。こっちにいらっしゃる</p>

	<p>ということなんで、いろんな会社とかを飲食店を経営してるということなんです、ちゃんとやっぱり話をして、この桜の趣旨ってということで、そういうところをきちっと丁寧に説明したほうがいいと思います。でないと、同じ市内でいろんなことをやられてて、その桜、その土地で突き上げられると、ほかのいろんなところにも多分影響が出てくると思うんですね、きちっと、ゆっくり説明して、丁寧に、対応したほうがいいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からですけれども、関係部局のほうに諮ってはどうかということですが、これについても、あくまで審査機関はこちら農業委員会ですね、厳密に言うと、市長部局から外れてるわけなんです、農業委員会はですね。ですからこのあたり、やはり相手方の意向を聞きながら進めない、別の問題に発展する可能性があるかと思えます。農業委員会としての権限を超えているのではないかという話になるかもしれないので、その辺りを私どもで、相手方の意向とか聞きながら、話を聞いていただけるかというのを、慎重に検討させていただいて、いったん今日の定例総会の段階では、ちょっと保留という形にさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局のほうはそういう答えでございますが、それでよろしいですか。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>権限をですね、強い権限を行使するような感じになると思うのですよ。ちょっとそこは、まだ私ども事務局のほうで判断しかねるところなんです、それも含めてですね、至急検討させていただきたいというところですよ。</p>
<p>1 4 番 (中島浩司)</p>	<p>例えばこれで許可出しますよね。で、図面どおりに建てて、一応農業委員会から手は離れますよね。そのあとに、例えば2、3年して、今度向こうのほうに建物建てましたとか、枝が邪魔なるから切ってくれとかいうことになったときに、それは、農業委員会じゃなくて市役所の中で何かお願いするとか、そういうことはできるんでしょうか。農業委員会から離れて、あくまで農地法の中で、私たちは動いてるんで、そこはもう通してしまえば</p>

	<p>もう手が離れてしまうということになるんですけど、そのあとに、そういうふうな転用して最初の段階までは確認しますよと。でも、その2、3年してあとに建物が建ちましたとかいったときに、それを、農業委員会じゃなくてですね、別のところでお願いなりする手段というのがあればですね、もうそれはそれでいいと思うんですけど、農業委員会から離れてしまえば関係ないじゃないかっていう見方もありますけど、その辺の後の何か対応策ってのは何かあるんですかね。だから、何にもないまんま許可を出したら、結局、何で出したのかという話になりかねんと思うんですね。それは、当初の予定はこれだけでしたっていう、そこまでしか見てなかったんでという話に、たぶん終わるかもしれないんですけど、でも、普通の一般の方は、やっぱりその転用というのを先に、いちばん最初の入口を許可してしまったところを、突いてくると思うんですね。なのでそのあと、きちっとある程度できればですね、ここでもう許可を出してもいいと思うんですよ。ただ、後のが超グレーゾーンのまんま、どうぞという話になると、どうなのかなという思いますけど。</p> <p>今、中島委員が言われたとおりですね、農地から離れた場合はもう、という感じですね。まず、事務局のさっき言ったとおりなんですけど、詳しい話を相手方としてですね、事務局と私も出ていきますので。</p> <p>4番の江藤ですけど、この売られる方ですね、〇さんという方ですね、その人の意見というのは、行政書士が入ってしていると思うんですけど、その人は、こういう状態になるというのは予想して売ってるんでしょうかね。その辺はちょっと本人に聞くことも大切なんじゃないかなと思います。そのあとのことをですね、何でここを売るのか、もう管理できんから売るのか、それとも売ってくれて言われたから売るのか。その辺をもう少し売る手側のほうですね、もうちょっと調べたほうがいいんじゃないかなと。</p> <p>今、江藤委員が言われました譲渡人のほうもお聞きしてからということですが、一旦保留ということだと思います。それでは、ほかの案件につきまして何かございませんか。なければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、この2番ですね2番の分だけ</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>調査委員 (湯浅正徳)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>を保留にいたします。ほかの案件につきましては許可要件を全て満たしていると考えます。ご承認いただけますようか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。5ページの2番だけがですね、保留ということの形になります。</p> <p>委員長お疲れございました。一言お願いいたします。</p> <p>先ほどの件なんですけど、私たちも現地を確認したときに大概もめたんですよ。桜の木の下に最初の計画ではコンテナを置くというようなことでありましたんで、これは絶対おかしいので、こちらの意見が通れば、桜から離れたところに置いてくださいというような意見を言ってくださいという話もしました。それと、車を置く部分についてはですね、今、畑なんですけど、あんまり手入れもされてないような畑なので、実質そこが駐車場のような感じですね、きれいな状態で保てればいいんじゃないかなと思います。けれども、先ほど河津委員が言われたとおりに、変なものを置いたりとかですね見苦しいような環境になれば、これは、やっぱりどうかしなくちゃいけないなというような話のほうもですね進めてきました。その中で、検討としては、許可をしてもいいんじゃないかというような最終的な話になりましたけど、今日の慎重な審議をいただいたので、継続というような形になりますので、その辺はですね、事務局と会長さんに任せながらですね、見守っていきたいなと思っております。今日は本当にありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、9ページですね、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規10件、再設定10件、所有権移転1件、中間管理事業1件、解約5件でございます。この中に議事参与の方がおられます。退出をお願いしたいと思います。○委員、○委員、○委員、○委員の4名の方は退室をお願いしたいと思います。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、退席)</p> <p>先にこの4名の分を審議したいと思います。○委員の分は、No.○、○の分です。それから○委員、○の○でございます。○ページの○番。それと○委員、譲受人が息子さんの○さんになっております。○ページのNo.○、それから○委員ですね、○でございます。○ページのNo.○、この4名の方につきましては、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。入室をお願いします。</p> <p>(○委員、○委員、○委員、○委員、着席)</p> <p>それでは、残りの分ですね、それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いします。問題があれば、挙手してご発言願いたいと思います。ありませんか。</p> <p>なければ、計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3号3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。ご意見がほかになかったらご承認いただけませんか。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。承認いたします。</p> <p>それでは、24ページの議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、6件でございます。事務局、説明のほうをお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>議案24ページ、議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてです。農業振興地域整備計画、いわゆる農振の策定や変更の際は農業委員会の意見を聞くものとして定められており、日田市長、担当は農業振興課ですが、から意見を求められております。今回は除外の6件です。</p> <p>番号1、天瀬町赤岩〇と〇、地目はどちらも台帳が畑で、面積が767㎡と1,565㎡です。申請人は日田市天瀬町の〇さんです。現在、梨園として利用しておりますが規模を縮小したいが、引き続き梨園として利用していく方、いわゆる後継者のような方々がないため、今後は山林として管理していきたいための申請です。場所が近くには赤岩バラ団地がございます、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。また、この土地もこちらに少し見えてますが、周りに高い杉がありまして、日当たりもあまり良くないというようなことを現地で所有者の方とお会いしたときおっしゃってございました。</p> <p>続いて、番号2、大山町東大山〇と〇で、地目は台帳が畑で面積が1,566㎡と269㎡です。申請人は日田市大山町の〇さんです。山林として管理したいとのことでの申請です。近くには塔ノ本公民館がございます、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。見えにくいかもしれませんが、ここに隙間があって、実際には道が入っております。こちらが字図です。まず、大きいほう〇はこのようになっております。現地調査の際に、既に杉の苗が植えられておりましたので、ご事情を確認しましたところ、つい最近植えてしまったということでお話しておりました。まだ農振除外の段階でございますが、後々植林したいからという</p>

ことですので、転用申請の際には原状回復をするか、つまり、苗を全部抜いてしまうということになりますが、もしくは始末書を書いてからじゃないと許可は出来ませんよというお話をしております。この土地の、右を向いたところが○です。一面法面のようになっておりますので、農地としての利用は難しいと思います。

続いて、番号3、上津江町川原の○、地目は台帳が田、面積が1,147 m²です。申請人は日田市上津江町の○さんです。資材置場、貯木場として、譲り渡す計画があるということで、そのための農振除外ということで伺っております。場所が上津江振興局へ向かって行く途中の道沿いの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況はこのようになっております。

続いて、番号4、天瀬町出口○、○、○、地目は台帳が田、面積がそれぞれ551 m²、134 m²、236 m²です。申請人は日田市天瀬町の○さんです。既に許可なく資材置場や事務所住宅の敷地の一部として利用しており、今後、農地法の転用許可を得るために農振除外を申請するものです。この土地がある一帯が第1種農地にあたりませんが、第1種農地の不許可の例外に当てはまるかどうかについて、現地などを県西部振興局のご担当者とともに確認して例外規定に当てはまるということで確認しております。場所が○さんのですね実際には事務所とか、資材置場、駐車場になっているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。まず○ですが、現況はこのようになっております。このまま右を向くと○がございます。ここを振り返ると○というふうに、事務所だったり駐車場だったりということで既に建設されております。

続いて、番号5です。中津江村合瀬○で、地目は台帳が田、面積が1,745 m²です。申請人が日田市中津江村の○さんです。植林して山林として管理したいとのことでの申請です。場所が日田鹿本線をずっと山手のほうに行きまして赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真がこちらとこちらです。点線のところに若干クヌギの木が数本植えられておりました。どうもこちらの隣の土地に植林した余りを植えたのかなというような状況でございましたので、こちらも植林を今後するための転用許可申請が出てくると思います。また、原状回復の必要があるというお話はしようと思っております。

では、最後です。番号6、天瀬町赤岩○、地目は台帳が田、面積が1,145 m²です。申請人には日田市天瀬町の○さんです。近くにある慈恩の滝に来られる観光客の方への駐車場として利用したいとのことでの申請です。場所は、こちらが慈恩の滝くすという、比較的新しい道の駅がありまして、その南側にあるところです。航空写真

	<p>で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。先ほどから右を向いた所がこのようになっております。これ、周りは何をしているかということですね基盤整備のための工事をしております。地元の方々が観光客の方用の駐車場に使いたいんだということで、基盤整備の計画からは最初から外しているということで伺っております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんには現地確認等していただきまして、除外することに問題ない旨を承っております。私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第5号、農振地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてでございます。何かご意見のある方おられますか。</p> <p>推進委員さんの意見は聞いたのですかね。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>本来であれば、推進委員さん方に来ていただいて、お1人ずつご意見をいただこうと思うんですが、今回はこういった状況でございますので、昨日ですね皆様方に電話で私から問題ない旨お伝えしてよろしいですかという確認をとって、了承いただいております。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の説明のありとおりですね、除外6件ですね、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議案第5号、農業委員会の意見につきまして、6件、除外6件でございます。承認したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>

<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>続きまして、25ページですね、議案第6号、現況証明、非農地証明の発行について、8件でございます。事務局、説明のほうをお願いします。</p> <p>それでは、議案25ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は8件申請がありました。</p> <p>番号1と番号2は同じ場所のため、併せて説明をいたします。番号1、大山町西大山〇ほか2筆で、地目は台帳が田、現況が山林、面積が合計で1,115 m²です。申請人は日田市大山町の〇さんです。</p> <p>続いて、番号2、大山町西大山〇また〇で、地目は台帳が畑、現況が山林、面積が合計で2,201 m²です。申請人は日田市大山町の〇さんです。申請理由は、番号1と番号2どちらも現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地または採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに、〇さんがありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真で、赤い線で囲っているところが番号1の申請地で、黄色の線で囲っているところが番号2の申請地となります。こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真となっております。こちらが〇の現況の写真です。こちらが〇の現況の写真です。こちらが〇の現況の写真で、こちらが〇の現況の写真となっております。どの筆も、現在、杉が植林されておりまして、平成13年の航空写真を確認したところ、既に植林はされていまして、20年の要件を満たしていることとなります。</p> <p>続きまして、番号3、大字西有田〇で、地目は台帳が田、現況は宅地で、面積が119 m²です。申請人は日田市亀川町の〇さんです。申請理由は平成8年4月5日に倉庫用地として農地法5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可証を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに〇さんがありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、許可どおり倉庫用地として現在使われているようなものとなっております。</p> <p>続きまして、番号4、東有田〇で、地目は台帳が畑、現況は原野、面積は492 m²です。申請人は日田市上手町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈している等農地</p>
-----------------------	---

に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。少し離れていますが、東有田中学校がありまして、赤く丸で囲っている所が申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図となっております。こちらが現況の写真となっております、雑草や雑木、また、竹などが生えているような状態となっております。

続きまして、番号5、内河野○ほか1筆で、地目は台帳が田、現況は○が原野、○が山林、面積は合計で2,257 m²です。申請人は福岡県の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、○が、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するもので、○は、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。平野球場がありまして、平野球場の近くに赤く丸で囲っているところが内河野○で、平野球場から南側に行ったところに小山の○があるような状態となっております。こちらが、内河野○の航空写真で、こちらが字図となっております。こちらが○の現況の写真となっております、雑草や雑木が生育しているような状態となっております、また、進入路がないような状態となっております。こちらが、○の航空写真で、こちらが字図となっております。こちらが現況の写真で、現在はクヌギが植林されておりまして、現地のを確認しまして、20年以上植林してから経っているものと推定されたので、要件を満たしていることとなります。

続きまして、番号6、大字小野○で、地目は台帳が畑、現況は山林で、面積が956 m²です。申請人は日田市三河町の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに三河町公民館がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現在はスギが植林されておりまして、平成13年の航空写真を確認したところ、既に植林されていることが確認できましたので、20年の要件を満たしていることとなります。

続きまして、番号7、大字小野○で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積が18 m²です。申請人は神奈川県○の○さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに溝口神社がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図で、次に現況の写真を写しますが、土地の形が特殊な形となっておりますので、2か所から写真を撮っています。こちらが①のほうから撮った写真で、現況はこのように宅地の一部として使われておりまして、平成13年の航空写真を確認したところ、平成13年当時から宅地の一部として使われておりましたので、20年の要件を満たしていることとなります。こちらが2つ目の方向から撮った写真となっております。</p> <p>続きまして、番号8、大字小迫〇で、地目は台帳が田、現況は宅地で、面積は297㎡です。申請人は日田市朝日町の〇さんです。申請理由は、昭和55年2月12日に農地法5条の許可を受けたものの、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに朝日公民館がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております、現在は駐車場として使われておりまして、許可どおり転用はされているので要件を満たしているものとなります。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからは、現地調査の際に証明発行して問題ない旨、承っております。私からは以上となります。</p> <p>ありがとうございました。25ページからですね、議案第6号、8件ございますが、この中につきまして何かご意見のある方おられますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。それでは、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行について、発行したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、29ページの議案第7号、別段面積1a等の適用指定申請の件、1件でございます。事務局、説明の方お願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>では、別段面積の適用指定申請について、農地法3条許可での、25aの耕作面積の例外として、空き家バンクに登録をしている場合、これに付随する農地については、面積に関係なく3条の申請ができるものですが、これが今月1件上がっております。</p> <p>議案29ページをお願いします。番号が1番、大字鶴河内の〇と〇で、申請者は由布市の〇さんです。場所が大鶴の振興センターから皿山のほうに向かう県道を北に入って行って鰯地区ですね、ここの集落の手前になります。航空写真で見るとこのようになっておまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。別段面積の適用指定申請は以上1件です。適用指定の目安については資料のNo.1の最後のページに載せております。あとは現地の状況につきましては、地区の推進委員である佐谷野委員に立ち会っていただきまして問題ない旨確認をしております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。29ページの議案第7号ですね、別段面積1a等の適用指定申請の件、よろしいでしょうか。何かございますか。はい、副会長、松原委員どうぞ。</p>
<p>2 番 (松原忠雄)</p>	<p>2番の松原です。買受人の〇さんですが、この方は、農業の経験があるのですか。買受等希望の方です。よろしいですか。</p>

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>この方は農業の経験はあるということなんですけども、ただ、具体的に何十年ぐらいされているかというのは、まだ次の3条の申請書が出て来ないと、細かいことまではわからないですけども、所有する農機具がどのくらいあるとかそういった話は、この間、代理人の方とお話をして、ある程度、今、揃えてるのかなというところまでお話は聞いております。全くされたことがないという方ではないようです。</p>
<p>2番 (松原忠雄)</p>	<p>わかりました。年齢は幾つぐらいですか、大体ですね。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>確かですね64歳、定年のタイミングではなかったかなというふうに聞いております。</p>
<p>2番 (松原忠雄)</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>別段面積の適用指定申請の件、1件でございます。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。続きまして、30ページですね、議案第8号日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。2月の調査員でございます。私のほうからのご指名でよろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございますそれはですね、3番、横田秀喜委員、5番、左原三枝子委員、14番、中島浩司委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p>

6 番、報告

報告第 1 号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について

報告第 3 号 農地法施行規則第 5 3 条第 1 項第 1 4 号該当による届出の件

7 番、人権研修

8 番、その他

(1) 1 2 月戸別訪問集計表について

(2) 2 月現地調査

日 時 2 月 2 2 日 (火) 午前 9 時～

※ 調査委員

(3) 2 月調査委員会

日 時 2 月 2 8 日 (月) 午前 9 時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 2月定例総会

日 時 3月8日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

2月21日(月) 常設審議委員会(大分市)

(6) その他 ・「1月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「1月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年3月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 1 1 番

署 名 委 員 1 2 番